「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の適用認定申出の手続き等に係る説明会

2014年3月20日

（独）大学評価・学位授与機構

＊認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例について

（独）大学評価・学位授与機構

「認定専攻科修了見込み者に対する新たな審査方式」の
適用認定申出の手続き等に係る説明会
2014（平成26）年３月20日

制度の概要

○新たな審査方式

◆学位授与申請者に対する審査の円滑化（特例）であり、法制度上ではあくまでも「１項学士」の範疇である。
◆専攻科には法制度上の設置基準が存在しないことから、大学評価・学位授与機構において、学校教育法及び学位規則に基づき、大学設置基準等を参考に、審査の特例に関する規定等を定めたものである。
◆学位授与の審査を円滑に進めるに当たり、学士課程４年間に相当する学修について、申請者の在学する専攻科が一定の責任を負うものである。

【注】新たな審査方式は、実質的な審査の対象を申請者個々人から専攻科へ移行させるものであって、学位審査会の審査に係る業務量や必要経費等には大きな変化がないことから、学位審査手数料には直接影響しない。

○特例の適用認定の審査

◆原則、短期大学又は高等専門学校の学科と専攻科において、学士課程４年間に相当する学修を体系的に実施しているものとみなして審査する。（→科目表）
◆学修総まとめ科目において、学士課程４年間に相当する学修の総括が行われ、学士の学位の授与に値する学修の成果を適切に評価できることを審査する。（→シラバス、成績評価の基準、担当教員の個人調書）

【注】学科の授業科目はそれぞれの設置基準に基づき設定されていることから、専攻科の授業科目（学修総まとめ科目に充当する科目を除く）は専攻科の認定に係る審査等が行われていることから、それらの内容等については当該審査の対象としない。

◎「新たな審査方式」の位置づけ（学位授与に関する法令体系）

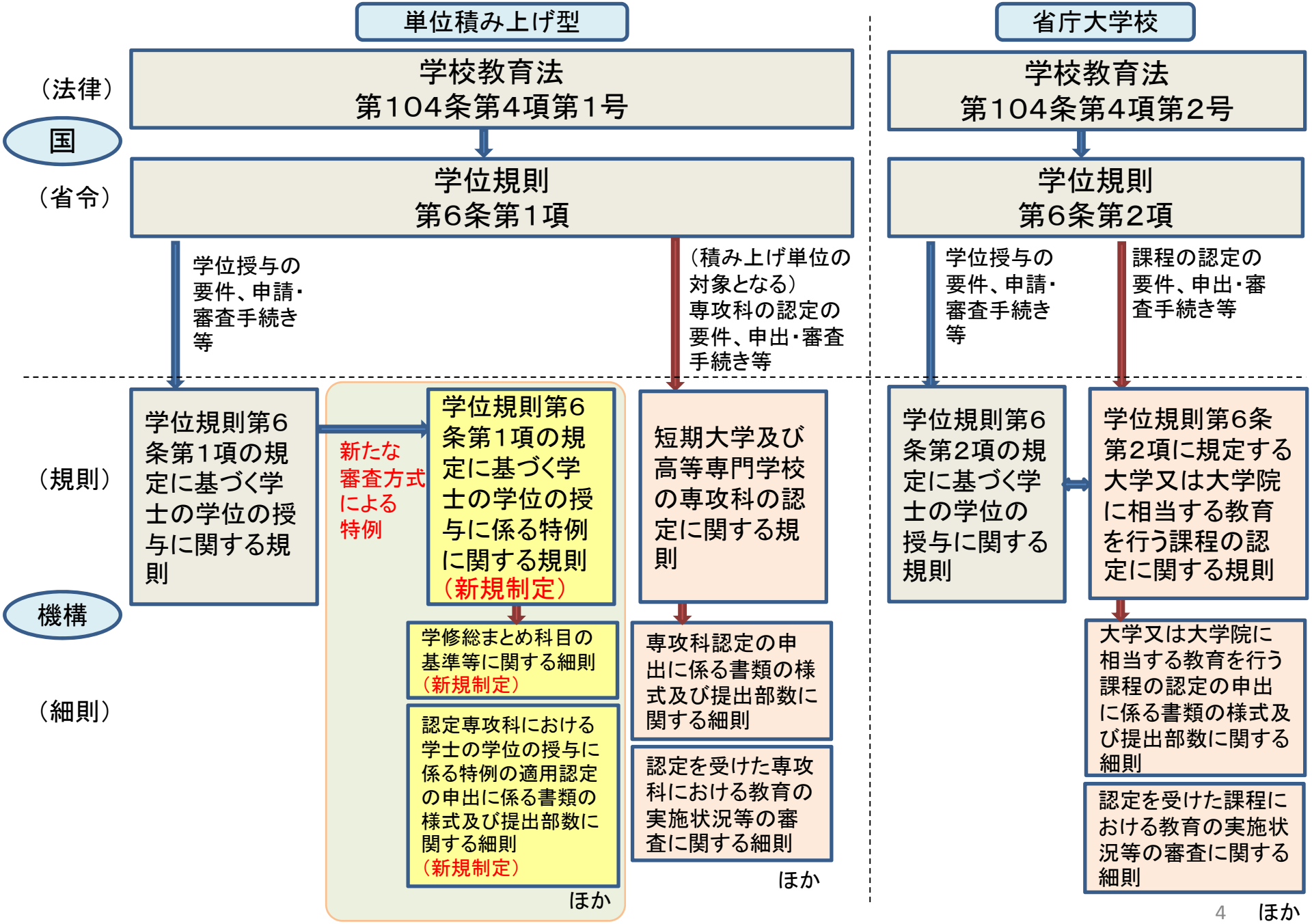

【参考：法令体系イメージ】

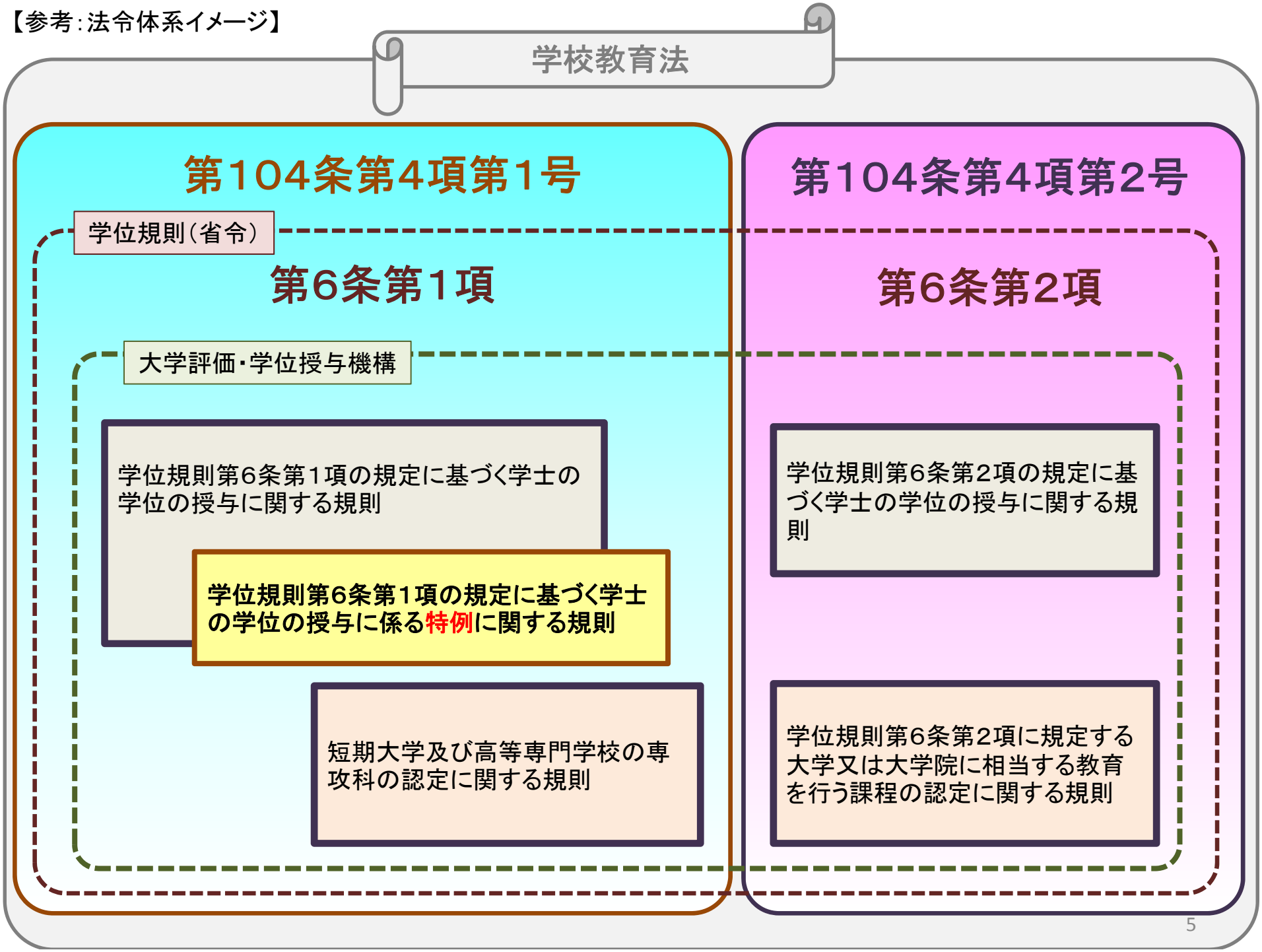
学校教育法
第104条第4項第1号
第104条第4項第2号
学位規則（省令）
第6条第1項
第6条第2項
大学評価・学位授与機構
学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則
学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則
短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則
学位規則第6条第2項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則
学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規則

◎「新たな審査方式」における学位の授与の要件

○学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

第１条　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成16年規則第29号。以下「専攻科認定規則」という。）第２条の規定に基づき認定された専攻科（以下「認定専攻科」という。）のうち、この規則に定める要件を満たすものとして学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）の最終学年に在学し当該学年末に修了の見込みの者（以下「修了見込み者」という。）からの申請に係る学士の学位の授与については、学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号。以下「１項学士規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

円滑な学位の審査と授与（中教審答申）　⟷　**学位の授与の審査の特例**（新たな審査方式）

【基本規則】

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則

短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則

※「学士課程相当の科目」の認定

新たな審査方式による特例

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第６条第１項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

認定専攻科のうち、
特例規則に定める要件を満たす場合

※「学士課程相当の科目」及び
「教育課程（概ね４年間）」の認定

【特例規則】

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

●専攻科における学修に基づいた円滑な学位の審査と授与（「学修成果と試験」の結果によらない審査）

●特例の適用認定を受けた専攻科の修了見込者を対象

◎「新たな審査方式」における学位の授与の要件

第２条　学士の学位は、１項学士規則第２条各号の一に該当する者（以下「基礎資格を有する者」という。）で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。

２　学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

授与の要件

基礎資格
- 短期大学卒業
  又は
- 高等専門学校卒業

＋

専攻科修了
- 修了要件：62〔31〕単位以上の修得
- 学修総まとめ科目の履修（修了要件に含む）

概ね4年間の学修（124単位以上）

審査
- 基準に定める124単位以上の修得
- 学修総まとめ科目の履修状況等

※申請者個々の合否の審査は行わない
（専攻科において厳格な成績等評価を行っていることが前提
→審査結果は「教育の実施状況等の審査」の指標となる）

学士の学位

「専攻科修了 ＝ 学位授与」ではない！

【補足】
・学修総まとめ科目は、専攻科の最終学年に置かれた授業科目のうち、一の授業科目により設定する。

【関係規則等】学修総まとめ科目の基準等に関する細則

【注】〔　〕内は、学科3年＋専攻科1年の場合。以下同じ。

◎「新たな審査方式」における単位の修得①

第３条　学士の学位の授与を受けようとする者は、１項学士規則第３条に規定する単位を修得しなければならない。

基本的な単位修得の要件は変わらない！　（現行と同じ）

※現行との相違点：「専攻に係る単位の修得」の部分
（「新しい学士への途」を参照）

〇学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則

第３条　学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

一　２年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限３年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限３年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、１年以上にわたって、31単位以上を修得すること。

二　単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

三　前号の専攻に係る単位数は、第１号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

◎「新たな審査方式」における単位の修得②

２　前項の単位の修得にあたっては、次の各号に掲げる単位を修得するものとする。ただし、第１号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含まないものとし、第２号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含めることができるものとする。

一　専門的な内容の授業科目（以下「専門科目」という。）の単位と専門に関連する授業科目の単位とをあわせて40単位以上（修業年限３年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。以下同じ。）に置かれる認定専攻科にあっては、20単位以上）

二　専門科目31単位以上（修業年限３年の短期大学に置かれる認定専攻科にあっては、16単位以上）

◆学修総まとめ科目は、専門科目の単位として取り扱うことができる。

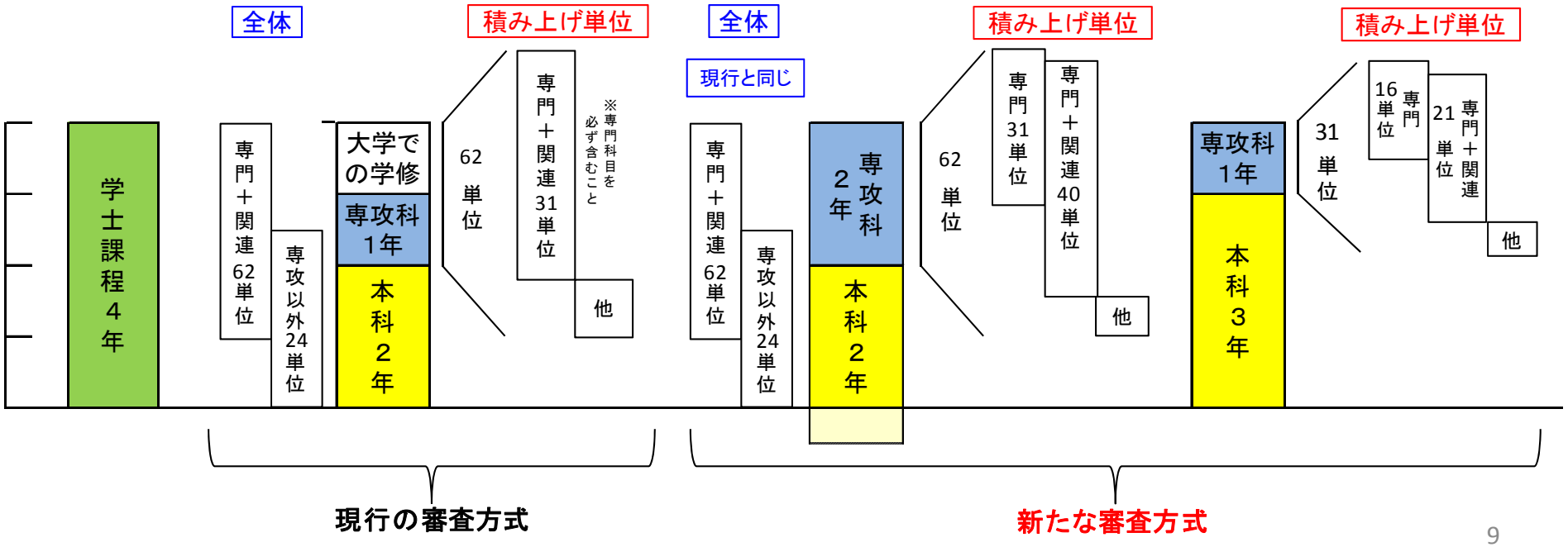

◎「新たな審査方式」における単位の修得③

【補足①】
第３条第２項第１号：専門科目の単位と専門に関連する授業科目の単位とをあわせて40〔21〕単位以上

・「専攻の区分に関わる学修」について学士課程に相当する学修が行われているかを確認するもの。学修総まとめ科目で付与される単位数や科目の区分は専攻科によって異なることから、「専攻の区分に関わる学修」として専門科目と関連科目とをバランスよく履修していることを確認するための基準として設定している。

【補足②】
第３条第２項第２号：専門科目31〔16〕単位以上

・「学修総まとめ科目」を含め「専攻科での専門性」について学士課程に相当する学修が行われているかを確認するもの。「専攻科での専門性」は授与する学位の専攻分野に関わることから、学修総まとめ科目も含めて専門科目の履修状況を確認する。
・修得単位の基準を引き上げるに当たり、専攻科での専門性を支える「関連科目」についても幅広く十分な履修を求めることから、専攻科において修得すべき単位が比較的大きく、また、専攻科によって修得単位にばらつきが大きいと考えられる「学修総まとめ科目」は、「専門科目＋関連科目で40〔20〕単位以上」に含めないとすることが適当である。

◎「新たな審査方式」における単位の修得④

３　前２項の単位の修得にあたっては、１項学士規則第３条第１項第１号に規定する単位の全てを在学する専攻科において修得しなければならない。

◆自専攻科のみで、62〔31〕単位以上を満たす授業科目を設定している必要がある。

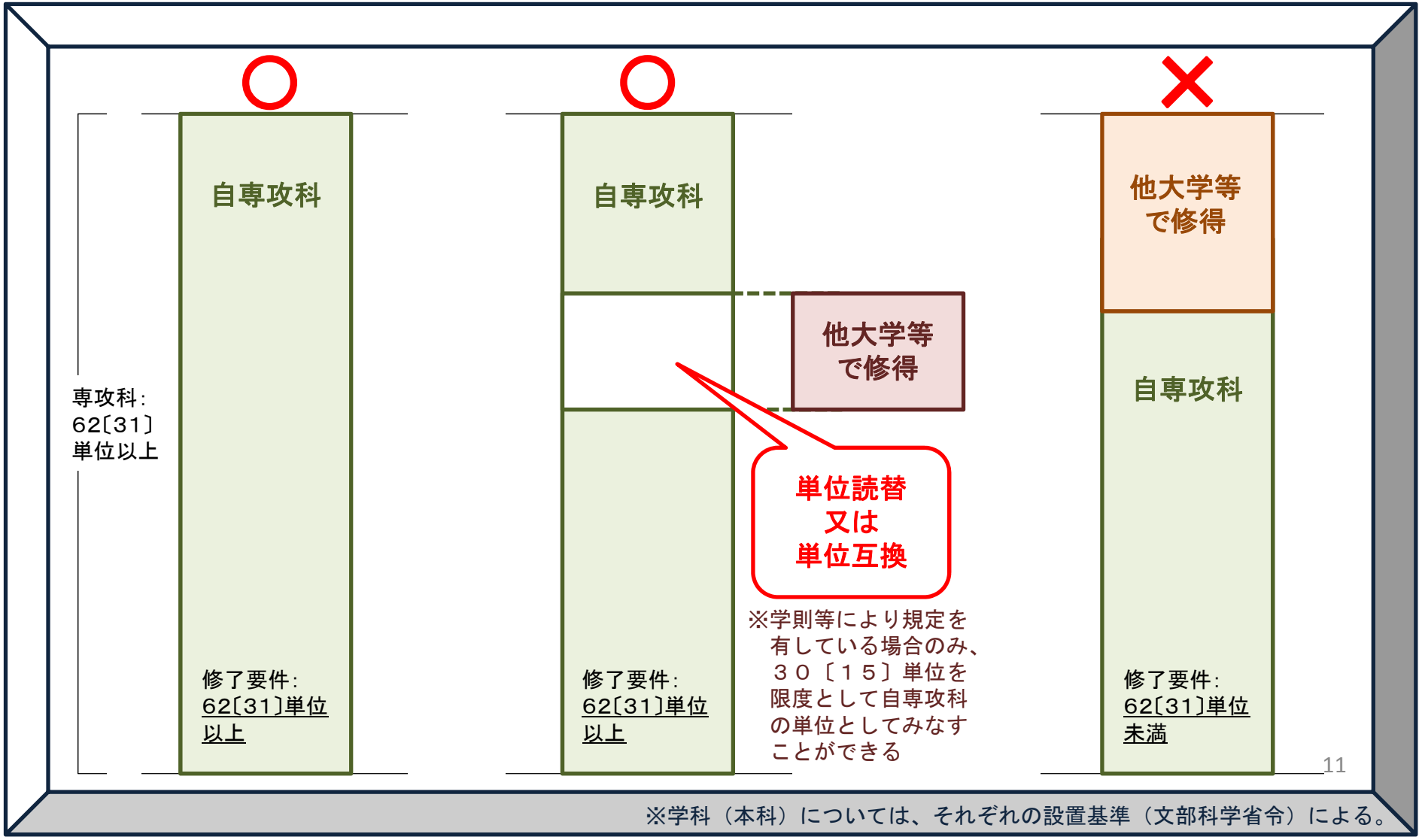

※学科（本科）については、それぞれの設置基準（文部科学省令）による。

◎「新たな審査方式」における学士の学位授与の申請

第４条　第２条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料32,000円を添え、４月又は10月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。ただし、第４号及び第５号に掲げる書類については、専攻科の修了が確定した時点で機構長に提出するものとする。

一　基礎資格を有する者である旨の学（校）長の発行する証明書
二　単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書
三　別表第一に掲げる項目と内容が記述された学修総まとめ科目履修計画書
四　別表第二に掲げる項目と内容が記述された学修総まとめ科目の成果の要旨等
五　学（校）長の発行する専攻科の修了証明書

２　機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

３　受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

検討中

※平成２６年１２月までに、詳細を公表予定。

◎「新たな審査方式」における特例適用専攻科の要件①

第６条　機構は、認定専攻科のうち、次の各号に該当すると認められる場合は、当該専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認める。

〇学士課程に相当する教育課程であるか

一　短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部４年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。

◆学位に付記する専攻分野に関わる「専攻の区分」ごとに、学部４年間に相当する科目表及び授業科目シラバスの提出を受けて審査を行う。

◆「専攻の区分」は、現行の審査方式と同じであり、「学士の学位授与に係る修得単位審査要項（平成16年機構長裁定）」（平成26年度版「新しい学士への途」pp. 41-108に記載）のとおり。

【注】インターンシップ等の授業科目については、シラバス（教育内容等）により「専門科目」、「関連科目」、あるいは「専攻以外の科目」に区分される。

◎「新たな審査方式」における特例適用専攻科の要件②

○学修総まとめ科目は概ね４年間の学修を総括する科目となっているか

二　専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。

三　専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として専任の教員が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。

四　学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。

◆学修総まとめ科目のシラバス、成績評価の基準及び担当指導教員の調書の提出を受けて審査を行う。

◆学修総まとめ科目は、専任の教授又は准教授が指導を担当するが、指導教員を補助し、また、共同して指導を行う「指導補助教員」を置くことができる。

【注】教員審査の対象は学修総まとめ科目を担当する教員（指導教員及び指導補助教員）とし、過去の教育の実施状況等の審査における教員審査の結果如何に関わらず、改めて審査を行う。

【関係規則等】学修総まとめ科目の基準等に関する細則
認定専攻科における学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則

◎ 専攻科の特例の適用認定の申出の手続き

第７条　特例の適用認定を受けようとする認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（国又は地方公共団体の場合にあっては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。）は、特例の適用認定を受けようとする年度の前年度の４月30日までに、特例適用認定申出書に別に定める書類を添えて、機構長に申し出るものとする。

○平成２６年度の取扱い

◆第７条の規定にかかわらず、平成２６年度については、平成２６年４月１日から５月３１日までの間、認定専攻科からの特例の適用認定の申出を受け付ける。

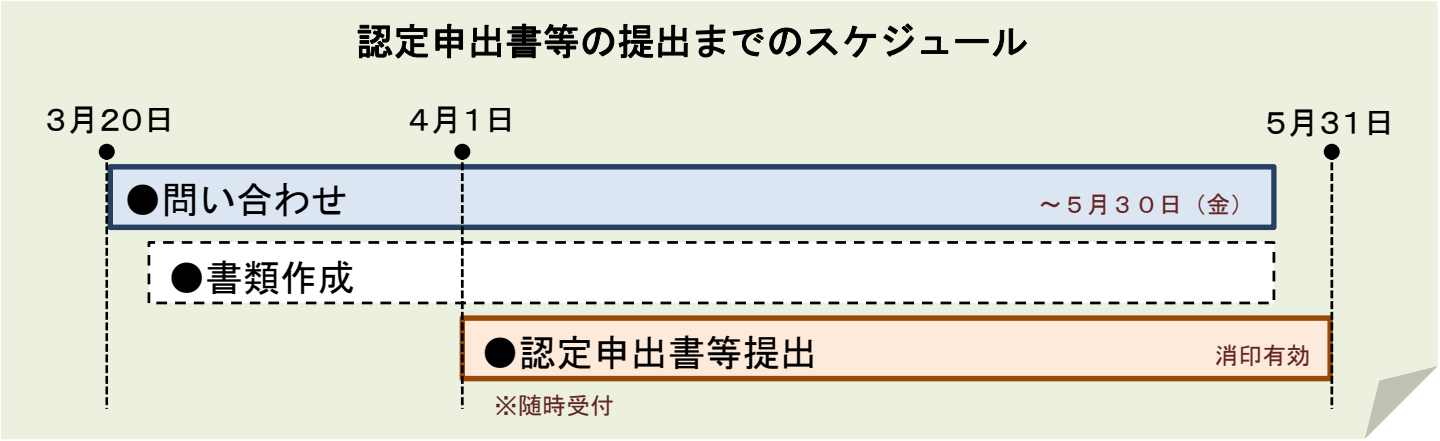

【補足】
・学科２年＋専攻科２年の場合：平成２６年度専攻科入学者（平成２７年度修了見込み者）から適用
・学科３年＋専攻科１年の場合：平成２７年度専攻科入学者（平成２７年度修了見込み者）から適用

【関係規則等】学修総まとめ科目の基準等に関する細則
認定専攻科における学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則

○専攻科の特例の適用認定の申出の要件①

第８条　機構長は、短期大学又は高等専門学校に置かれる認定専攻科で、次の各号に該当する場合は、特例の適用認定の申出を受け付ける。

○認定専攻科としての実績

一　専攻科認定規則第９条に規定する教育の実施状況等の審査について、直近の審査において適と判定されていること。ただし、組織改編等に伴う新組織での審査が未了の場合、旧組織において、新組織と同一の専攻分野、かつ、直近の審査において適と判定された専攻科については申出を受け付ける。

◆新たな審査方式では、学位授与の要件のうち修得単位の審査の一部分について、その責任を専攻科に委ねることになるため、学位の質を保証する観点から、申出を行う専攻科は、教育の実施状況等の審査を受け「適」の判定を受けている必要がある。

◆組織改編等に伴う新組織が設置後５年未満である場合は、旧組織における教育の実施状況等の審査の結果が「適」である場合は申出を受け付ける。ただし、旧組織と同一の「専攻分野・専攻の区分」に限る。

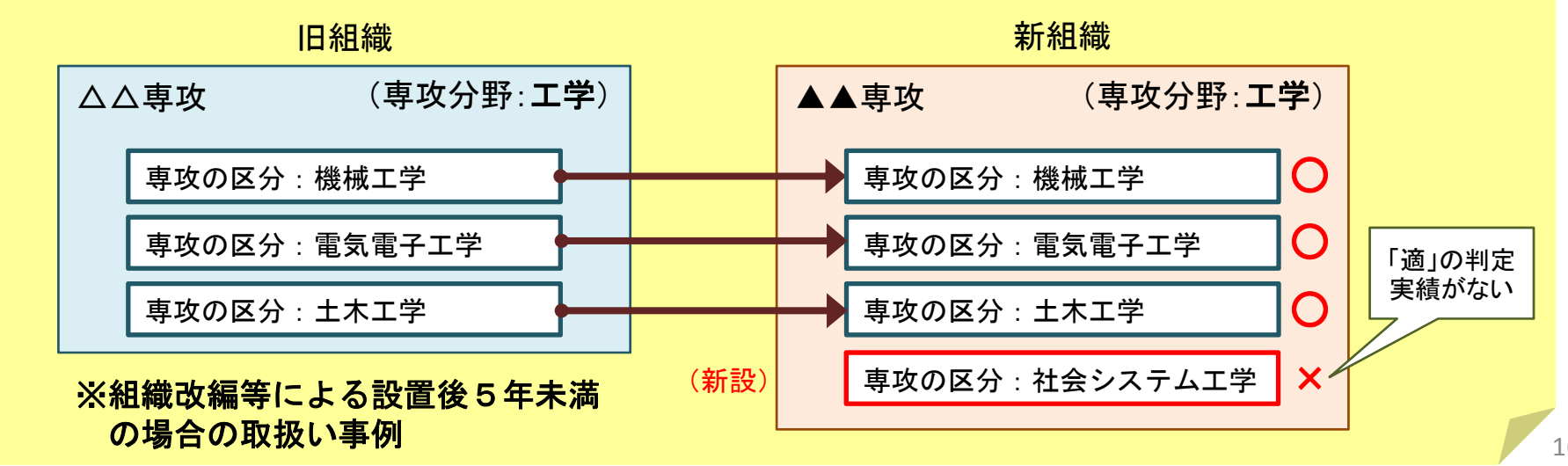

【注】平成26年度に最初の教育の実施状況等の審査を受ける専攻科で、特例の適用認定の申出を希望する場合は個別応談。

○専攻科の特例の適用認定の申出の要件②

○学位授与の申請の実績（申請率）

二　申請年度の直近5年の実績で、修了見込み者の学位授与申請数と最終学年在籍者数とを比較した平均値について、機構が別に定める割合以上であること。

◆新たな審査方式では、特例適用認定を受けた専攻科の在学者から学位授与の申請（修了見込み申請）があった場合、実質的に申請者全員に対して、専攻科修了時に学士の学位を授与することになるため、学位の質を保証する観点から、申出を行う専攻科は、一定の申請実績を有している必要がある。

◆平成２６年度の申出については、平成２１年度から２５年度までの５年間の平均で、概ね８０％を目安として設定している。

【補足】

・８０％を下回る場合でも申出を受け付けるが、その場合は、改善に向けた対応などについて、説明を求めることとなる。

○教育指導の実施体制の状況（定員充足率）

三　申請年度の直近5年の実績で、最終学年における学生定員と在籍者数とを比較した平均値について、機構が別に定める割合の範囲であること。

◆新たな審査方式では、学位授与の要件のうち修得単位の審査の一部分について、その責任を専攻科に委ねることになるため、学位の質を保証する観点から、短期大学又は高等専門学校の設置基準その他規定等を鑑みて、在籍学生数は教育指導上適正な範囲に収める必要がある。

◆平成２６年度の申出については、平成２１年度から２５年度までの５年間の平均で、概ね７０～１３０％を目安として設定している。

【補足】

・７０～１３０％の範囲外の場合でも申出を受け付けるが、その場合は、改善に向けた対応などについて、説明を求めることとなる。

○専攻科の特例の適用認定の審査

第9条　機構長は、第7条の規定により特例の適用認定の申出があったときは、学位審査会に特例の適用認定の可否について審査を付託するものとする。
２　前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、第6条各号に関する審査を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。
３　専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
４　学位審査会は、前項の報告に基づいて特例の適用認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

◆第６条各号について、学位審査会において審査を行う。
◆専攻科の認定の審査（認定審査）及び教育の実施状況等の審査（レビュー）とは異なる審査であり、過去の認定審査やレビューの審査結果は当該審査には影響しない。

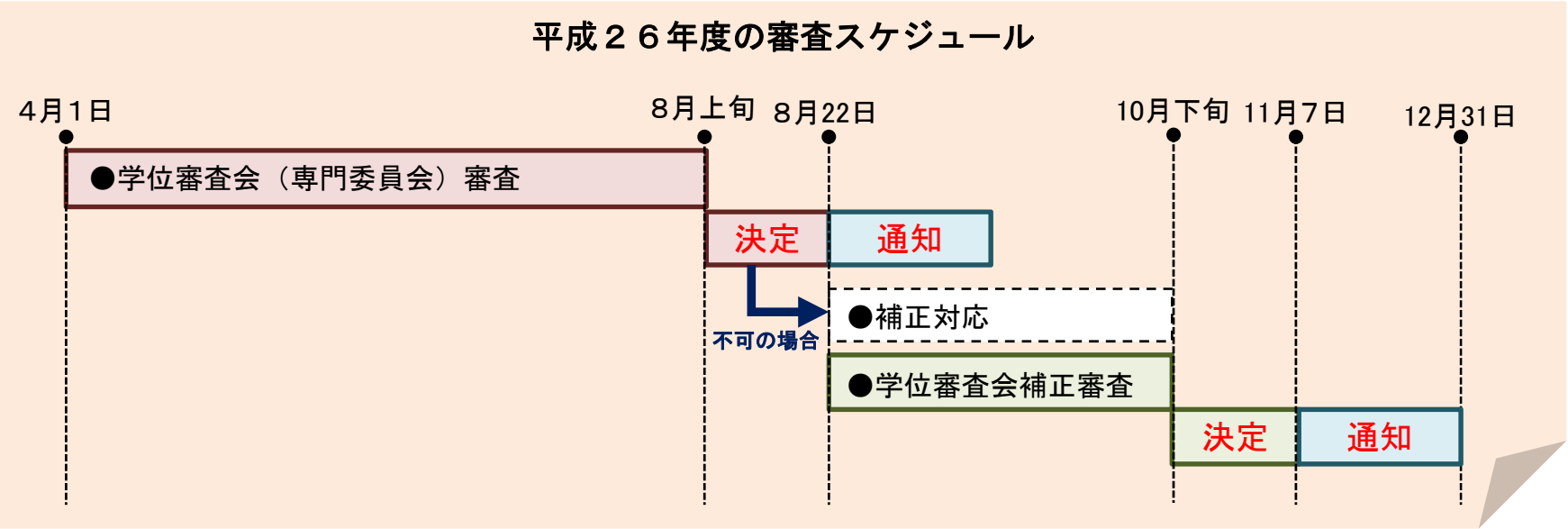

【補足】
・平成２６年度は、８月２２日及び１１月７日開催の学位審査会の判定結果に基づく機構長の決定により、特例の適用認定専攻科が確定する。

○専攻科の特例の適用認定の通知

第10条　機構長は、前条第４項の規定による学位審査会の報告に基づいて特例の適用認定の可否を決定し、その旨を適用認定を受けようとする年度の前年度の10月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知するものとする。

２　特例適用専攻科として適用認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由を示すものとする。なお、特例適用専攻科として適用認定されなかった場合においても、専攻科認定規則第10条の規定による認定の取消し又は当該専攻科の廃止がなされない限り、専攻科の認定は継続される。

◆第10条の規定にかかわらず、平成２６年度については、１２月３１日までに適用認定の可否を通知する。

◆専攻科の特例の適用認定の審査は、専攻科の認定の審査（認定審査）及び教育の実施状況等の審査（レビュー）とは異なる審査であるため、特例の適用認定が不可となった場合でも、専攻科の認定（認定専攻科としての位置づけ）は継続される。

○変更の届出

第11条　特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（以下「特例適用専攻科の設置者」という。）は、次の事由があるときは、当該変更又は取下げをしようとする年度の前年度の９月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。なお、認定専攻科に係る変更又は廃止をしようとする場合は、専攻科認定規則第６条の規定により届け出るものとする。

一　学修総まとめ科目の内容又は担当教員を変更しようとするとき

二　特例の適用認定の取下げをしようとするとき

◆学修総まとめ科目の内容又は担当教員を変更しようとするときは、些細な変更等であっても、届出が必要となる。

◆急に届出が必要となった場合は、第11条の規定（前年度の９月30日まで）にかかわらず随時受け付ける。（要事前相談）

◆組織改編等に伴う変更の場合は、新組織で専攻科の認定を受ける際に合わせて、再度、特例の適用認定の申出が必要となる。その場合、旧組織と異なる「専攻分野・専攻の区分」については、新組織での教育の実施状況等の審査を受審しなければ申出はできない。

【関連事項】特例の適用認定の申出の要件

○教育の実施状況等の審査

第12条　機構長は、特例適用専攻科における教育の実施状況等について、別に定める書類に基づき、第10条の規定による適用認定の通知日の属する年度の次年度の４月１日から、原則として５年以内に審査を行い、その後、原則として５年ごとに審査を行うものとする。
２　機構長は、前項の審査にかかわらず、特例の要件に係る現況を確認する必要があると認めるときは、特例適用専攻科の設置者に対し理由を示した上、随時、別に定める書類の届出を求め、審査を行うものとする。
３　機構長は、前２項の審査において特に必要と認める場合は、特例適用専攻科に対する実地の審査を行うものとする。
４　機構長は、前３項に規定する審査の状況に基づき適当と認める場合は、専攻科認定規則第９条による審査とあわせて第１項の審査を行うことができるものとする。なお、機構長が特に必要と認める場合は、実地の審査をあわせて行うものとする。
５　第１項の審査は、第９条及び第10条の規定を準用するものとする。

◆特例の適用認定後、原則５年以内に教育の実施状況等の審査を行う。（「５年後」ではない。また、書面審査のほか、必要に応じて実地審査を行う場合がある。）
◆認定専攻科の教育の実施状況等の審査（レビュー）とは別の審査である。（当分の間、専攻科によっては同一年度内に２つの教育の実施状況等の審査を受ける場合がある。）

【注】詳細については現在検討中であり、平成２７年度中に公表の予定。

○特例適用専攻科の取消し

第13条　前条の規定による審査の結果、第６条各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は特例適用専攻科の設置者に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。

２　前項の規定による勧告によってもなお改善されない場合には、機構長は当該特例適用専攻科の設置者に対し聴聞の上、特例の適用認定を取り消すものとする。聴聞の手続きについては別に定める。

３　前項の規定により特例の適用認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者にその旨を通知するものとする。なお、認定専攻科の取消しについては、専攻科認定規則第10条の規定による。

◆特例の適用認定を取り消しても、専攻科の認定（認定専攻科としての位置づけ）には影響しない。

【注】特例の適用認定は、学士の学位の授与に係る「審査の特例」の可否に伴うものであるため、認定専攻科（学士相当の授業科目・修得単位）の認定には直接影響しない。

審査に係る手続き等

○申出に係る書類等

◆特例適用認定申出書（様式細則：様式第１号）
◆科目表（様式細則：様式第２号）　→「専攻の区分」ごとに作成、シラバスを添付
◆学修総まとめ科目のシラバス（科目細則：別紙様式１、別紙様式２）
◆学修総まとめ科目の成績評価の基準（任意書式）
◆学修総まとめ科目の担当教員の調書（様式細則：様式第３号）
◆特例の適用認定の申出に係る基本データ（別途提示）

【留意事項】
・様式細則：様式第３号（その２）は、「平成25年改訂　大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き〈大学設置審査要覧別冊〉」のpp.100-101を参考に作成願いたい。
・提出部数は様式細則のとおり（正本１部、写20部）のほか、併せて、上記書類の電子ファイル（Word、Excel、PDFのいずれか）をCD-R１枚で提出願いたい。

○提出時期等

◆平成26年４月１日から、同５月31日（郵便の場合は当日消印有効）まで　→随時受付
◆郵送又は宅配便にて、大学評価・学位授与機構管理部学位審査課宛て
◆書類受領後の差替等の対応は、上記の提出期限内のみ
　　→提出期限経過後は、いかなる理由であっても、補正審査対応を除き受付けない
◆書類提出等に関する問合せは、上記提出期限までは随時受付ける（ただし、業務日の9:30～17:00に限る）

【凡例】科目細則：学修総まとめ科目の基準等に関する細則
様式細則：認定専攻科における学士の学位の授与に係る特例の適用認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則

参考：専攻科イメージ①

「特例適用専攻科」となるまで

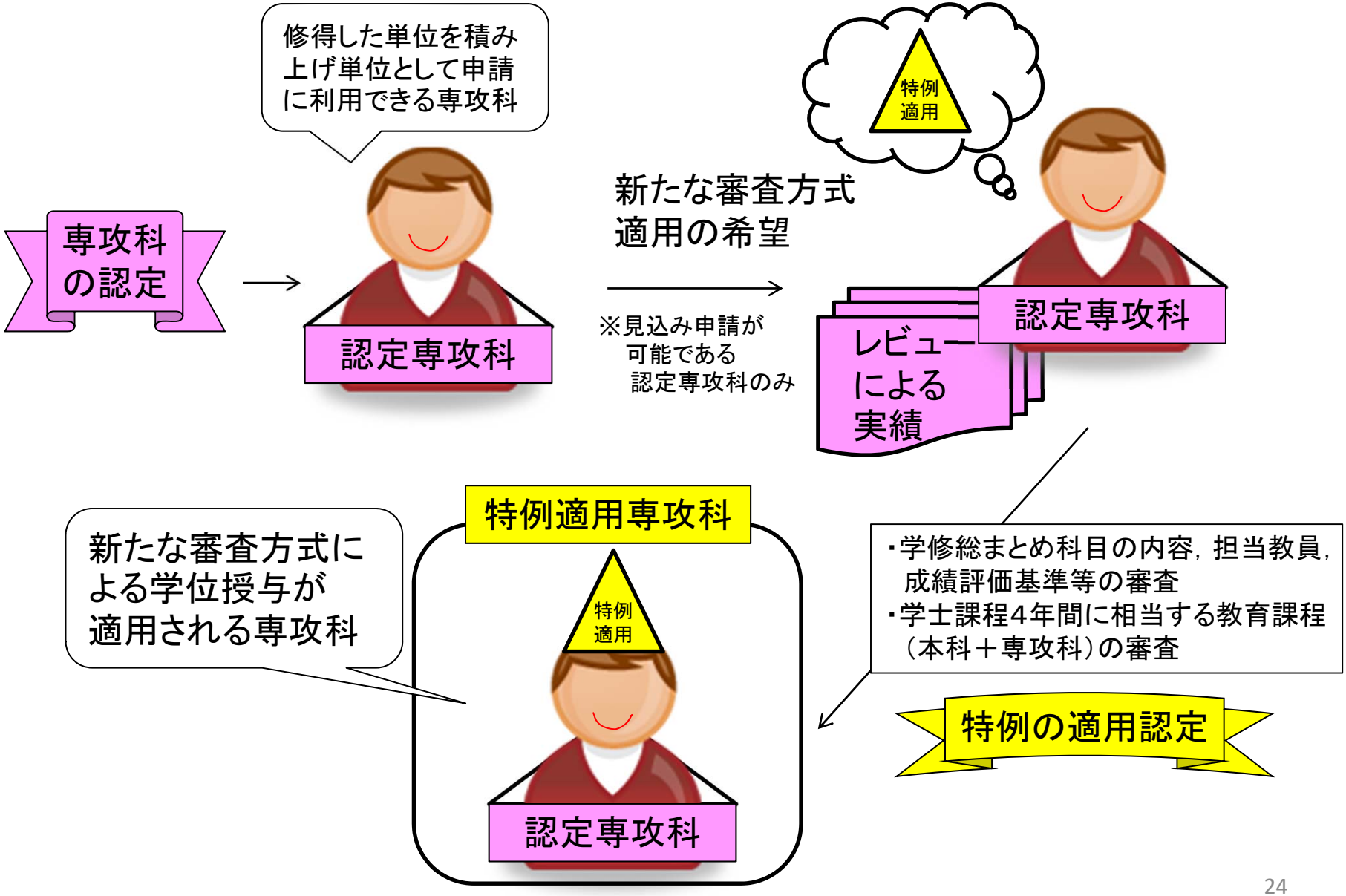

参考：専攻科イメージ②

「特例適用専攻科」となってから

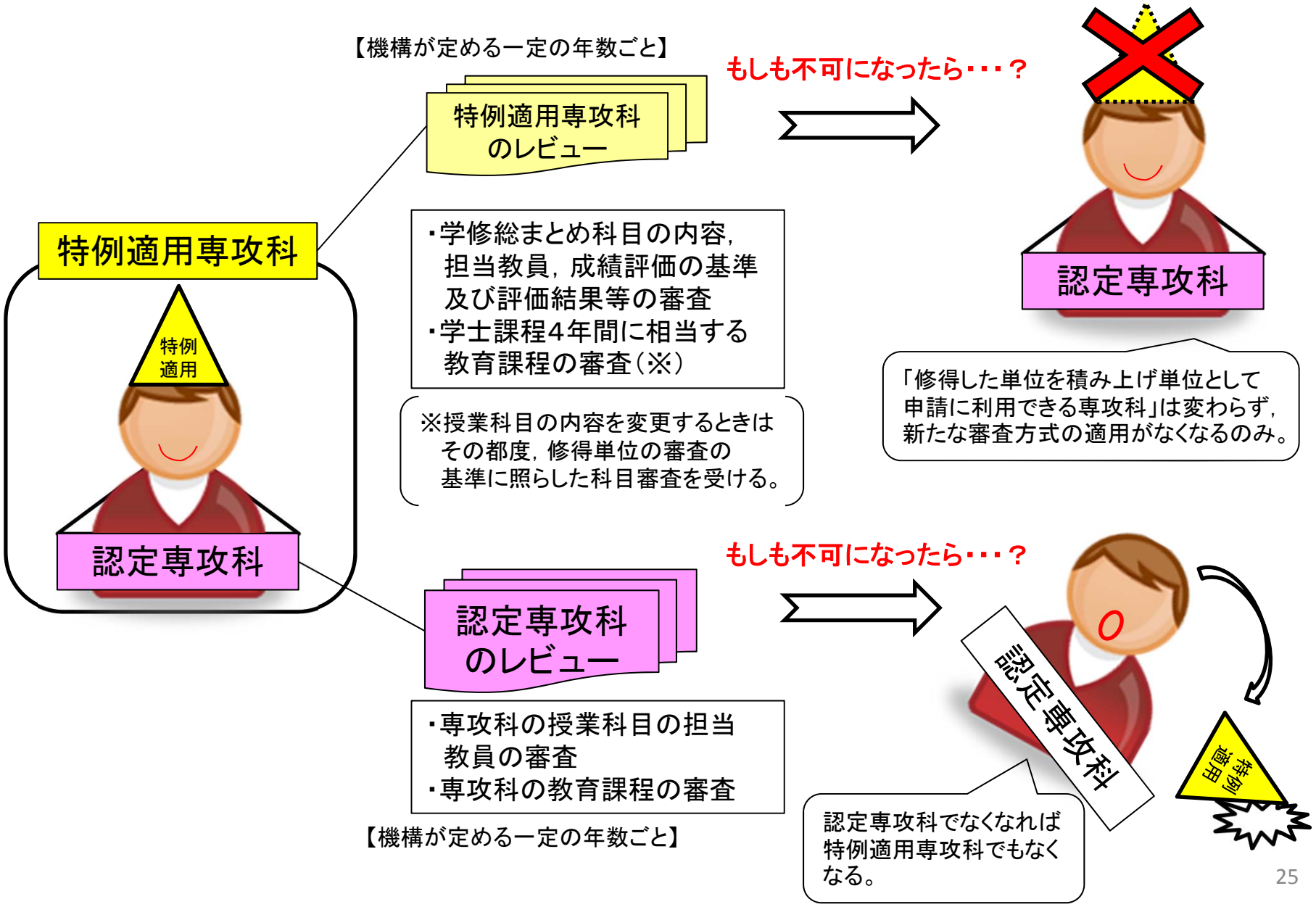

©NIAD-UE